条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し（以下「法定相続情報一覧図の写し」という。）

［二～四　略］

3　［略］

（離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第百十四条の七　［略］

2　［略］

3　［略］

一　離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

［二・三　略］

4　［略］

（被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第百十四条の十三　［略］

2　［略］

3　［略］

一　被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

［二・三　略］

4　［略］

（厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出）

第百十四条の二十五　厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又

［二～四　同上］

3　［同上］

（離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第百十四条の七　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　離婚時みなし第二号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二・三　同上］

4　［同上］

（被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第百十四条の十三　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二・三　同上］

4　［同上］

（厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出）

第百十四条の二十五　厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又

は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項（受給権者が死亡した場合にあつては、個人番号を除く。）を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［一～五　略］

2　［略］

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第百十四条の二十六　［略］

［一～二　略］

三　死亡した受給権者の基礎年金番号

［四～七　略］

2　［略］

3　［略］

一　死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍抄本、戸籍謄本、除籍抄本、除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

［二・三　略］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百十六条の三　［略］

一　［略］

二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

［三～五　略］

2　［略］

一　［略］

二　請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本、除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

［三～七　略］

［3・4　略］

は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［一～五　同上］

2　［同上］

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第百十四条の二十六　［同上］

［一～二　同上］

三　死亡した受給権者の個人番号又は基礎年金番号

［四～七　同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍抄本、戸籍謄本、除籍抄本又は除籍謄本

［二・三　同上］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百十六条の三　［同上］

一　［同上］

二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日

［三～五　同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本又は除籍謄本

［三～七　同上］

［3・4　同上］